

桜おかだ居宅介護支援事業所重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。また、市、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。サービス事業者の選定又は推薦にあたり、介護支援専門員は、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行います。

2. 事業所の内容

事業所名	桜おかだ居宅介護支援事業所
所在地	〒012-0045 湯沢市岡田町14番地28
事業所指定番号	秋田県 0570718312号
管理者・連絡先	門田 亜希子 TEL: 0183-72-8787 Fax: 0183-72-8786
サービス提供地域	湯沢市・羽後町・東成瀬村・横手市（十文字町・増田町）

3. 事業所の職員配置

管理者	1名（兼務）（主任介護支援専門員）
介護支援専門員	5名（主任介護支援専門員1名）
事務担当職員	1名（特別養護老人ホーム サン・グリーンゆざわの事務員と兼務）

4. 営業時間

午前8時30分～午後5時30分

※営業時間外でも電話等により、24時間常時連絡が可能な体制を確保しています。

5. サービスの内容

○介護保険の給付対象となるサービス

※事業所が選任する当事業所の介護支援専門員（担当）が行います。

(1) 居宅訪問及び相談

居宅サービス計画の作成並びに介護保険制度、その他在宅福祉サービス等の説明等を行うため必要に応じて、ご利用者の自宅を訪問させていただきご相談に応じます。

ご利用者に希望がない場合でも、現状を把握するため、定期的に最低、月1回以上は訪問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(2) 居宅サービス計画の作成

①課題分析

ご利用者の居宅訪問等により、ご利用者の有する能力、置かれている環境等の評価及び、ご利用者にかかる医療機関と連携し、現に抱える問題点を明らかにします。その上で、ご利用者が自律した日常生活を営むことが出来るように解決すべき課題を把握します。

②情報提供

居宅サービス計画作成の開始にあたり、当該地域で利用できる複数の指定居宅サービス事業者のサービス内容、利用料等の情報を適正にご利用者及びご家族に提供し、サービスの選択に便宜を図ります。

加えて、ご利用者及びご家族は、複数の指定居宅サービス事業者の紹介を求める事ができます。

③居宅サービス計画の原案を作成

ご利用者及びそのご家族の置かれた状況等を考慮して、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標、その達成時期、内容及びサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだサービス計画書の原案を作成します。

加えて、ご利用者及びご家族は、原案に位置づけた指定居宅サービス事業者の選定理由の説明を求める事ができます。

④サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画原案に対し、専門的見地から意見を求めるため、計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議を事業所又は、場合により利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所において開催します。

⑤居宅サービス計画の同意及び実施

作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、介護保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その内容、利用料等について、ご利用者及びそのご家族に説明し、同意を得て計画を決定します。

又、対象となる月の「サービス提供票」を確認いただき、サービス担当者へも交付することにより居宅サービスの提供が実施されます。

(3) 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

①ご利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握していきます。

②居宅サービス計画の目標に沿ってサービス提供が成されるよう、指定居宅サービス事業者等と情報交換、実績の把握及び調整を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更いたします。

(4) その他利用者に対する便宜の提供

①要介護認定更新申請等の援助

ご利用者の要介護（要支援）認定更新及び区分変更等の手続きについて、ご利用者の意思を踏まえて、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行います。

②介護保険施設等への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は、ご利用者が介護保険施設への入所又は入居を希望する場合には、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

6. 利用料金

(1) 利用料

介護保険利用の認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるため、自己負担はありません。

※但し、ご利用者の介護保険料の滞納等により、給付が受けられない場合には、利用料の全額自己負担が生じますので、ご相談下さい。

(2) その他の料金（介護保険の給付対象とならないサービス）

通常の実施地域を超えて行う訪問等に要した交通費は、自動車を使用した場合として燃料代実費をいただきます。

7. 緊急時の対応

サービス提供時にご利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡など必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった措置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知りえたご利用者ご家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

ご利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11. 苦情相談窓口

○当事業所相談窓口 TEL：0183-72-8787 Fax：0183-72-8786

相談責任者 門田 亜希子

対応時間 午前8時30分～午後5時30分

○湯沢市福祉保健部長寿福祉課介護保険班 TEL：0183-73-2111

○秋田県国民健康保険団体連合会（国保連） TEL：018-883-1550

○秋田県福祉サービス相談支援センター TEL：018-864-2742

（秋田県運営適正化委員会）

※ 苦情処理第三者委員

根岸ゆり子	元湯沢市保健師	TEL : 0183-52-2722
高階 順子	当法人前理事	TEL : 0183-72-1333
柿崎 清	当法人前評議員	TEL : 0183-72-2536

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

12. 損害賠償について

サービス提供によりご利用者様に生じた損害について、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況などを斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。